

## 広報ごとう広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五島市が発行する広報ごとうに掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の基本原則)

第2条 広報ごとうに掲載する広告について、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で真実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること
- (5) 関係法規と社会秩序を守るものであること

(広告掲載の範囲)

第3条 広報ごとうの広告については、前条の基本原則に基づき次に掲げるものは掲載しない。

- (1) 政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙関係のもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 風俗営業及びこれに類するもの
- (4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (5) 通信販売及び訪問販売に類するもの
- (6) 求人広告及びこれに類するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) その他広報ごとうに掲載する広告として適当でないものと市長が判断したもの

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、広報ごとう又は五島市ホームページその他により行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報ごとう広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、掲載広告の適否を決定し、広報ごとう広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広報ごとう広告掲載否決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載内容の承認)

第6条 前条第2項により広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載しようとする広告の原稿を総務企画部情報推進課に提出し、掲載内容の審査を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の審査結果をもとに適当と認めるものについて、広報ごとうへの広告の掲載について承認するものとする。

(広報ごとう広告掲載審査委員会)

第7条 総務企画部情報推進課に、広報ごとう広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、総務企画部長、総務企画部情報推進課長、総務企画部情報推進課長補佐及び総務企画部情報推進課広聴広報班係長をもって組織する。

(審査委員会の所掌事務)

第8条 審査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第2項の掲載広告の適否の決定（判断が難しい場合に限る）
- (2) 第6条第1項の広告掲載内容の審査（判断が難しい場合に限る）
- (3) その他、広報ごとう広告掲載について市長が指示する事項  
（広告の規格及び広告掲載料）

第9条 広告の規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

区分	規 格	広告掲載料（フルカラー）
1 枠	たて49mm×よこ170mm	月額15,000円
半枠	たて49mm×よこ 84mm	月額 8,000円
1 行	14文字（10.5ポイント）	月額 500円

2 前項の規定にかかわらず、広告主が1年間の広告掲載料を一括して当該年度の最初に到来する納付期限までに納付しようとするときは、1月分の広告掲載料を減額することができる。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、広告掲載開始日の15日前までに広告掲載料を納付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の返還）

第11条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに提出するものとする。

（広告主の責任）

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第14条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と後日判明した場合  
（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

広報ごとう広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 五島市長

住 所 .....  
名 称 .....  
代表者職名 .....  
代表者氏名 ..... 印

広報ごとう広告掲載取扱要領第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

事業の概要		
事業の開始日	年 月 日	
掲載する広告の内容		
広告の原稿	別添のとおり	
広告の掲載期間	年 月号～ 年 月号 (全 号)	
広告の規格	1 1 枠フルカラー (たて49mm×よこ170mm)	
	2 半枠フルカラー (たて49mm×よこ 84mm)	
	3 1行 (14文字)	
広告掲載料	円	
広告掲載料の支払方法	1 一括前納 2 分割 (毎月) 前納	
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	F A X	
	e-mail	
備考		

※広報ごとうは、電子データとして五島市ホームページにも掲載させていただきます。

様式第2号

広報ごとう広告掲載決定通知書

年 月 日

様

五島市長

印

年 月 日付けで申込みのあった広報ごとうの広告掲載について、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

台 帳 番 号	
広告の掲載期間	年 月号～ 年 月号 (全 号)
広 告 の 規 格	1 枠フルカラー (たて49mm×よこ170mm)
	半枠フルカラー (たて49mm×よこ 84mm)
	1行 (14文字)
広 告 掲 載 料	円
広告掲載料の納付方法	
広 告 の 原 稿	
備 考	

※広報ごとうは、電子データとして五島市ホームページにも掲載させていただきます。

五島市役所総務企画部情報推進課広聴広報班

担当：

電話番号 0959-72-6369

F A X 0959-74-1994 (代表)

e-mail

様式第3号

広報ごとう広告否掲載決定通知書

年 月 日

様

五島市長

印

年 月 日付けで申込みのあった広報ごとうの広告掲載について、次のとおり否掲載を決定しましたので、通知します。

記

1 否掲載の理由

五島市役所総務企画部情報推進課広聴広報班

担当：

電話番号 0959-72-6369

F A X 0959-74-1994 (代表)

e-mail